

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より及び令和元年10月1日より消費税率が引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

令和6年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
427,819 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,390,110	985,187	95,402	309,521
	高齢者福祉事業	32,995	1,120	7,509	24,366
	児童福祉事業	1,508,895	990,799	122,070	396,026
	小計	2,932,000	1,977,106	224,981	729,913
社会保険	介護保険事業	542,410	27,159	121,396	393,855
	国民健康保険事業	233,778	146,922	20,463	66,393
	小計	776,188	174,081	141,859	460,248
保健衛生	高齢者医療事業	126,883	80,537	10,919	35,427
	健康増進対策事業	229,063	33,790	46,007	149,266
	医療体制強化事業	17,203	0	4,053	13,150
	小計	373,149	114,327	60,979	197,843
合計		4,081,337	2,265,514	427,819	1,388,004

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。